2018年6月25日 第1617号 (週刊)

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.stl.jp

国保・市県民税の納入通知が届いています

どのくら

い払っていけるか相談の上、

商売や暮らしの状況をしっ

かりと話し合

いで無理のない納付をすすめて

支払いが大変な人は悩まずに民商に相談しよう!

★日曜相談日(毎月末日曜)

時間: 9~12時、13~16時 5月と12月は、毎週日曜日に 相談窓口を開いています。

★夜間相談日(毎週水曜日)

時間:19時まで

ただし、水曜日が祝日の場合と12 月28日~1月3日は除きます。

市役所の納税相談日も活用しよう 市では、

ま 相談日_

えない!」と放置しないで、まずは民商

相 中談 小を 小業者の営業と暮ら か 金額を見て 「とても払

通知が春日井吉の国 払 から届け

源泉所得税(給料の預り税金)は、1~6月分を まとめて7月10日(月)までに納めることにな っています(納期の特例を受けている場合)。

中間納付は、1月~6月に従業員に支払った金 額と預かった所得税の合計を納付書に書いて納 めるだけですので、年末調整と比べて作業は非常 に簡単です。納める税額のない方でも納付書に 「0」と書いて提出する必要があります。

わからない点があればお気軽にご相談くださ い。(納める税額のない方は、事務所まで納付書 を持ってきてください。)

納付期限を1日でも過ぎると、不納付加算税が 課せられますので注意してください。

今年度より胃カメラ検査・大腸カメラ検査 を受診した会員・配偶者の方へ 2,000 円を助 共済会への加入・未加入を問わ 成します! ず対象となります。健康でこそ商売繁盛です。 この機会にぜひ受診してください!

払うのが難しい方は7月15日までに減額申請を!

所得税の予定納税通知が届いています。予定納税 とは昨年度の所得税及び復興特別所得税の申告納税 額(予定納税基準額)が 15 万円以上の場合に、今年度 の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納 税するというもので、1期分は7月1日~31日の間 に、2期分は11月1日~30日の間に、それぞれ予定 納税基準額の3分の1の金額を納めることになって います。

業績悪化等で前年度に比べ今年度の所得税及び復 興特別所得税の見積額が少なくなる人は、7月15日 までに税務署に「予定納税額の減額申請書」を提出 すれば予定納税額の減額を受けることができます。

予定納税も納期限を過ぎると延滞税がつきますの で、払うのが難しい場合は放置せずに民商にご相談 ください。

今年も好評発売中! 小豆島のそうめん

> 2, 200 円 1. 8 kg



毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。